

椋山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針

椋山女学園大学（以下、「本学」という）は、「人間になろう」を教育理念とし、「ひとを大切にできる人間」「ひとと支えあえる人間」「自らがなされる人間」の3つを「人間になる」ことであると考え、一貫した人間教育を進めてきました。

本学は教育を通じて、すべての人々が人間性を回復し豊かさを享受できるよう、人間性を尊重しヒューマンイズムの精神を創造できる人間を育成し、また、人と人との「絆」を重視し、互いのつながり、つまり人類の協調・連帯を大事にする人間になることをめざしています。

こうした、教育理念のもと、障害のある学生に対し障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に必要な支援を推進します。

基本方針

- 1) 本学は、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及びその他の法令の定め理念を実現するための障害のある学生の支援を行います。
- 2) 本学は、障害のある学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む）に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- 3) 本学は、障害のある学生の支援を実施するにあたり、すべての教学機関、学内部署、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- 4) 本学の全教職員は、障害のある学生が教育や学生生活などの場において、修学上の差別や不利益が生じないように積極的に努めます。
- 5) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- 6) 本学は、障害のある人のニーズを念頭に、施設・設備のバリアフリー化など環境の整備を行います。
- 7) 本学は、障害のある人の状態や特性等を考慮した、災害時における危機の予測・避難方法等の配慮に努めます。
- 8) 本学は障害のある人の差別を生まない風土を目指し、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。
- 9) 本学は、障害のある学生を支援するうえで知り得た内容は「学校法人椋山女学園個人情報保護方針」ならびに「学校法人椋山女学園個人情報保護規程」に基づき厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行なうために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に順守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。
- 10) 本学は、組織的な支援を適切に行うために、障害のある学生への支援に関する意思決定機関として全学障害学生支援委員会（通称：アクセシビリティ委員会）並びに障害のある学生への支援に関する専門部署として障害学生支援室（通称：アクセシビリティ室）の設置をすすめます。
- 11) 本学は、障害のある学生の受入れ姿勢や方針を明確にし、これに関わる情報の公開に努めます。